

国立台湾大学日本語学科修士課程 学習のてびき

112.9.6 一百一十二学年度第一学期第一回学科事務会議通過より

(修正履歴の詳細は文末を参照)

一、履修手続き

- 1・すでに指導教授が決定している者は、指導教授と相談したのち履修手続きを行わなければならない。
- 2・まだ指導教授が決定していない者は、担任または学科長と相談したのち履修手続きを行わなければならない。

二、科目と単位数

1・112年度(112年度も含む)以前入学の学生は、卒業単位数を32単位とし(修士論文は含まない);113年度(113年度も含む)以後入学の学生は28単位(修士論文を含まない)とする。日本文学(日本文化を含む)及び日本語学の二領域から一つを主専攻として選択し、もう一方を副専攻とする。主専攻の履修単位数は16単位、副専攻の履修単位数は8単位とする。主専攻が日本文学の者は、日本文学から12単位以上;主専攻が日本文化の者は、日本文化から12単位以上履修すること。

2・各学期の履修単位数は、10単位を超えてはならない。

3・以下を本大学院の先修科目とする。先修科目は卒業単位数には含まれない。

(1)日本文学史:すでに履修済みの者は免除申請を行うことができる;まだ履修していないものは、必ず「日本古典文学選読」を履修しなければならない。

(2)日本言語学概論:すでに履修済みの者は免除申請を行うことができる;まだ履修していないものは、「日本言語学概論」を履修しなければならない。

各学期始業日の二週間前から始業日の第一週の合計三週間以内(本校行事予定による)に関係証明資料(原本)を提出し、免除申請を行わなければならない。期間外の申請は受理しない。

4・109年度(109年度も含む)以前入学の学生は、通年科目を通年履修すること、また第一学期第二学期の順序に沿って履修した場合のみ卒業単位として認める。

110年度(110年度も含む)以降入学の学生は、通年科目を通年履修した場合、第一学期第二学期の順序に沿って履修した場合のみ卒業単位として認める;通年科目を第一学期飲み履修した場合も、卒業単位として認める。

5・必要があれば他学科の授業を履修することも可能だが、指導教授および学科長の同意がなければ卒業単位として認めることはできない。

6・以下の条件を満たす者は、「上級英語」または外国語学科の英語科目から一科目の履修を免除することができる:

(1)前眠英語能力検定中上級初試

(2)TOEFL iBT 72点(72点を含む)以上

(3)IELTS Academic 6.0級(6.0を含む)以上

(4)FLPTの英語筆記試験の各項目成績が70点(70点を含む)以上

(5)FLPTの英語リスニング試験の総合点217点(217点を含む)以上、スピーキングテストでS-2+級(S-2+級を含む)以上、ライティングB級(B級を含む)以上

- (6) FCEまたはFCE for SchoolsのB2級（B2級を含む）以上
- (7) その他上級英語課程カリキュラムグループの認可を受け、ならびに共同教育センター認可の英語能力試験の通過
- (8) 教育部参考リスト内の英語系国家大学（含む）以上の学位取得
- (9) 国外にて受講言語を英語とした高校卒業証の保有
- (10) 大学入学試験「指定科目試験」英語科の成績が88点（88点を含む）以上
- (11) 「学科能力試験」の成績が15級、ならびに「大学入学試験センター高等英語リスニング試験」のA級を取得
- (12) TOEIC 785点（785点も含む）以上

各学期始業日の二週間前から始業日の第一週の合計三週間以内（本校行事予定による）に関係証明資料（原本）を提出し、免除申請を行わなければならない。期間外の申請は受理しない。

三、論文提出における必須資格

- 1・修士課程研究生は第一学年の第一学期を修了した時点で、自らまたは学科主任と相談したうえで論文指導教授を選定しなければならない。指導教授の同意を得たのち、指導教授同意書を第二学年の第一学期始業二週間以内に学科オフィスまで提出すること。特別な原因で指導教授の変更をする場合は、学期終了前に必ず学科長と相談し、同意後に変更手続きを行うこと。履修手続き時には必ず指導教授のサインをもらい、まだ指導教授が決定していない研究生は学科長または担任教授のサインをもらうこと。
- 2・研究生は主専攻領域における本学科論文指導資格を有した専任教員から論文指導教授を選択すること；主専攻領域が本学科論文指導資格を有した専任教員の専門領域に属さない者は、学科主任の同意を得たのち他学科または学外の教員を論文指導教授として選択できる。
- 3・本学科論文指導資格を有した専任教員の人数が同学年の主専攻領域の学生数にたいして満たしている場合は、各教員の修士論文指導の担当は1名を原則とする、同一教員の指導を二名以上の研究生が希望している場合、または専門領域の教授が論文指導経験がない場合は、学科主任の協力のもと、前述の2原則に沿うこと。
- 4・第二学年の第二学期三月十日までに、指導教授に論文タイトルと要項を提出すること。内容は研究目的と動機・研究範囲・先行研究・方法論・および参考文献を含むこと。五月十日までに指導教授に論文計画を提出すること。
- 5・卒業学期の四月または十一月末までに、指導教授に論文を提出し、提案審査を行うこと。
- 6・学校規定の時間・方法にて、暦年成績表・論文初稿および学位試験申請書の確認をもって、学位試験参加申請を行い、学期終了前までに学位試験を行うこと。論文提出が間に合わない場合は、期間内に学位試験の申請取り下げを行うこと。
- 7・修士課程の標準既定の単位を満たした場合のみ卒業が認められる。学位試験の成績が不合格だったものは、修業年数制限を延長すること（最多で四年を超えてはならない、しかし就業者でありながら大学院入学し、修業期限内に規定の科目を満たすことができなかつた、或いは学位論文が完成しなかつた者は、修業期間の延長を最大二年まで認める。）。所定の修業年数を経過していない者は、次学期あるいは次学年に再試験を行わなければならない。再試験は一度までとする。

- 8・論文提出までに必ず一度以上の後悔発表を行わなければならない。
- 9・修士課程研究生は二年の修業をもって提案審査に入ることが出来る。

四、卒業

- 1・研究生は本学科の「研究パスポート」規定の研究活動参加数を満たしてから、学科オフィスに提出すること。
- 2・研究生は修正済みの清本した学位論文を一冊、学科オフィスに提出すること。
- 3・研究生は学科棟の鍵や学科資源（学科図書室で借りた書籍など）を、学科オフィスに返却すること。また、「卒業生アンケート調査」を記入し、学科オフィスに提出すること。
- 4・「学位論文学術倫理創成性対比証明書」を指導教授の証印つきで学科オフィスと学科責任者に提出すること。本学科の論文創成性対比合格基準は24%以内（24%も含む）とし、該当論文の引用や文章比例が適切であること、正確な標示をもって参考文献の引用を行っていることを証明する。

五、本手続きは学科事務会議の通過をもって実施され、修正時も同様である。

（修正履歴）

92.5.12 九十二年度第二学期第三回学科事務会議通過より
95.9.20 九十五年度第一学期第一回学科事務会議通過より
97.9.24 九十七年度第一学期第二回学科事務会議通過より
98.4.15 九十七年度第二学期第三回学科事務会議通過より
98.6.10 九十七年度第二学期第四回学科事務会議通過より
99.1.13 九十八年度第一学期第三回学科事務会議通過より
105.5.25 一百零四年度第二学期第三回学科事務会議通過より
105.6.22 一百零四年度第二学期第五回学科事務会議通過より
105.9.14 一百零五年度第一学期第三回学科事務会議通過より
106.6.21 一百零五年度第二学期第四回学科事務会議通過より
107.1.10 一百零六年度第一学期第三回学科事務会議通過より
107.3.21 一百零六年度第二学期第一回学科事務会議通過より
107.10.3 一百零七年度第一学期第一回担任教員業務委員会通過より
108.6.26 一百零七年度第二学期第三回学科事務会議通過より
110.1.18 一百零九年度第一学期第四回学科事務会議通過より
110.6.23 一百零九年度第二学期第四回学科事務会議通過より
111.9.7 一百一十一年度第一学期第一回学科事務会議通過より